

第4節 大気環境等の保全

1 大気環境の保全

現状と課題

良好な大気環境を保全し、人々の健康被害を未然に防ぐためには、大気汚染の状況を常時監視とともに、発生源となる工場や事業場からのばい煙*や有害大気汚染物質などの有害物質の排出について、規制が遵守されるよう監視指導を行うことが重要です。近年、微小粒子状物質（PM2.5）*や光化学オキシダントについて、県外からの移流など広域的な大気汚染が問題となっています。引き続き、県内の大気汚染状況について監視を続けるとともに、県内外の大気汚染発生源からの影響に対応していく必要があります。

施策の展開

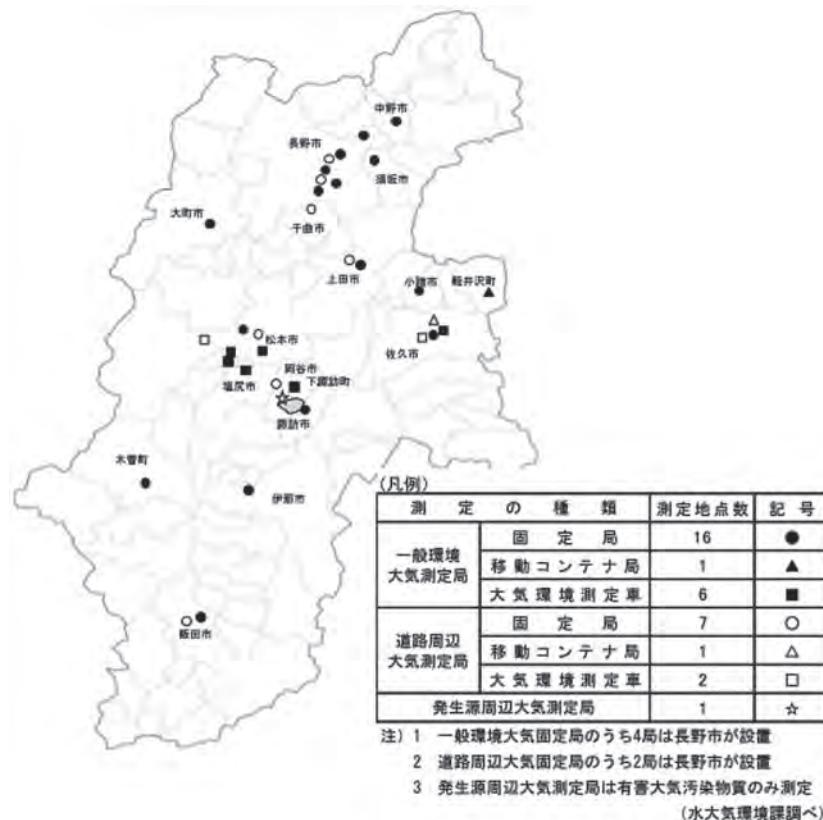
1 大気環境の監視・観測体制の整備

大気汚染に係る環境基準は、水質汚濁に係る環境基準と同様に、人の健康を保護し、生活環境を保全する上での目標値となっています。環境基準の達成状況などを監視するために、平成25年度は、一般環境大気測定局（以下「一般局」という。）16局（うち4局は長野市が設置）、自動車排出ガス測定局（以下「自排局」という。）7局（うち2局は長野市が設置）、移動コンテナ局2局及び大気環境測定車で大気を測定しました。各測定局の測定結果は大気汚染が著しくなった場合に必要な措置をとるため、大気常時監視オンラインシステムによりリアルタイムに収集しており、固定局の測定結果（速報値）は、一般公開しています。

また、有害大気汚染物質については、一般環境大気6測定局（うち1局は長野市が設置）、沿道2測定局（うち1局は長野市が設置）及び発生源周辺大気1測定局において測定を実施しました。

→「資料編：表2-4-20 大気の汚染に係る環境基準と評価方法」p.165

図2-4-21 大気常時監視測定地点概要図（平成25年度）



* ばい煙→p.190、微小粒子状物質（PM2.5）→p.190

(1) 窒素酸化物*

窒素酸化物は、物の燃焼や化学反応により生じる窒素と酸素の化合物です。自動車排ガスや工場・事業場等のボイラーなどのばい煙中に含まれています。排出源からは大部分が一酸化窒素として排出されますが、大気中で酸化されて二酸化窒素になります。環境基準は二酸化窒素について定められています。

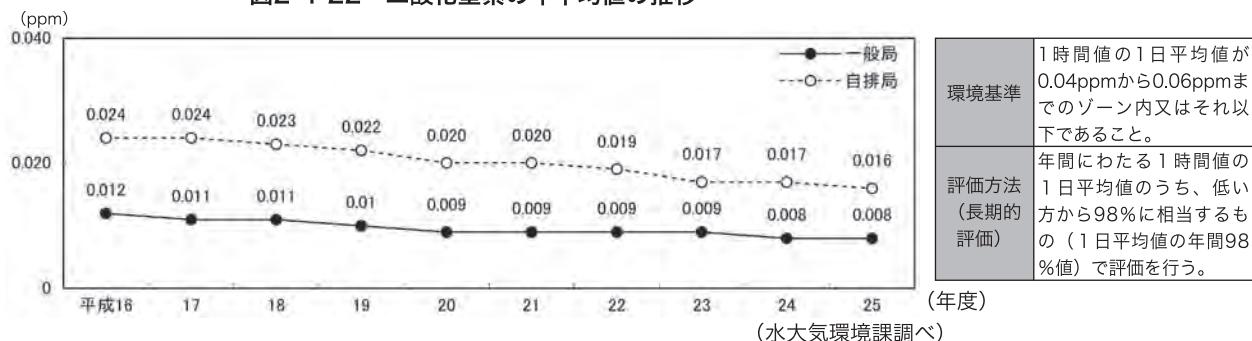
平成25年度は、二酸化窒素の測定を一般局15局、自排局7局において実施しました。環境基準の達成状況は表2-4-21のとおり、全ての測定局で達成しました。年平均値は図2-4-22のとおり、緩やかな減少傾向となっています。

表2-4-21 二酸化窒素の環境基準達成状況

年度		H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
環境基準	一般局	18/18	18/18	18/18	18/18	18/18	19/19	18/18	15/15	15/15	15/15
達成状況	自排局	7/7	7/7	7/7	7/7	7/7	7/7	7/7	7/7	7/7	7/7

(環境基準達成状況は「環境基準達成局数/測定期数」を示す)

図2-4-22 二酸化窒素の年平均値の推移



(2) 浮遊粒子状物質*

浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊している粉じんなどのうち、粒径が $10\mu\text{m}$ 以下の粒子状物質です。工場や自動車から発生するほか、風による土砂の巻き上げなどでも発生します。

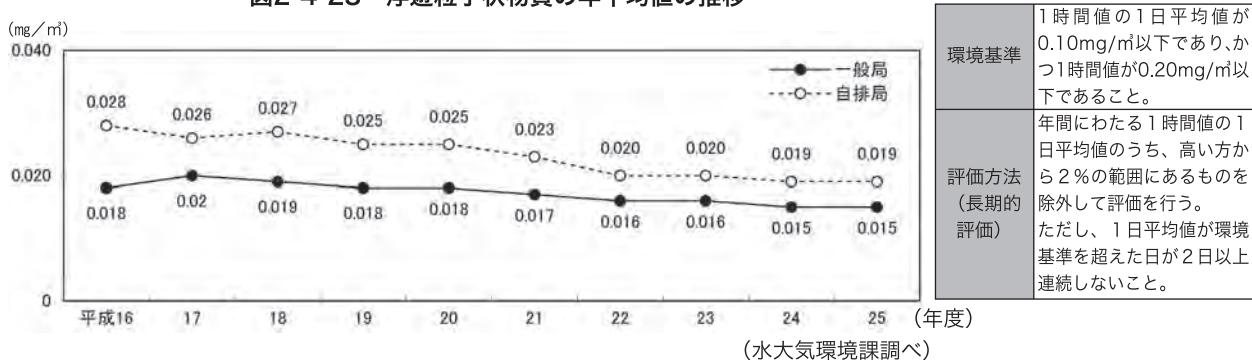
平成25年度は、浮遊粒子状物質の測定を一般局10局と自排局7局で実施しました。環境基準の達成状況は表2-4-22のとおり、全ての測定局で達成しました。年平均値は図2-4-23のとおり緩やかな減少傾向となっています。

表2-4-22 浮遊粒子状物質の環境基準達成状況

年度		H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
環境基準	一般局	16/16	16/16	16/16	16/16	16/16	16/16	16/16	10/10	10/10	10/10
達成状況	自排局	7/7	6/7	7/7	7/7	7/7	7/7	7/7	7/7	7/7	7/7

(環境基準達成状況は「環境基準達成局数/測定期数」を示す)

図2-4-23 浮遊粒子状物質の年平均値の推移



* 窒素酸化物→p.189、浮遊粒子状物質→p.190

(3) 微小粒子状物質

微小粒子状物質（PM2.5）とは、大気中に浮遊する粒子状物質のうち、粒径が $2.5\mu\text{m}$ 以下の粒子です。

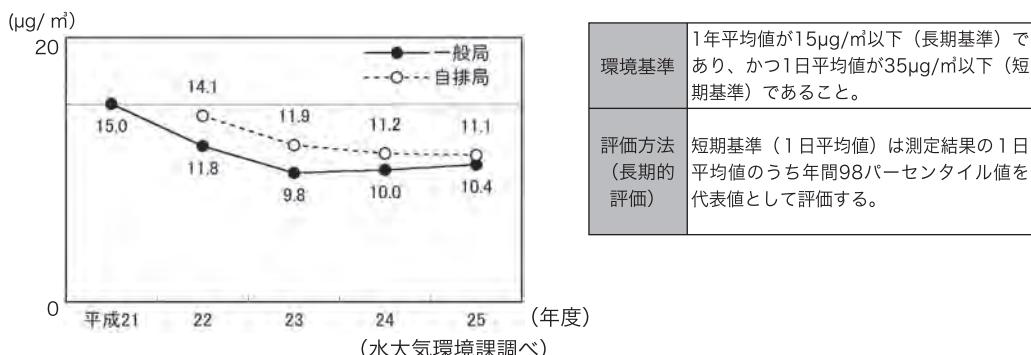
平成25年度は、微小粒子状物質の測定を一般局6局、自排局6局で実施しました。環境基準の達成状況は表2-4-23のとおり、全ての測定局で達成しました。年平均値は図2-4-24のとおり、自排局は緩やかな減少傾向、一般局は平成23年度以降、横ばい傾向となっています。

表2-4-23 微小粒子状物質の環境基準達成状況

年度		H21	H22	H23	H24	H25
環境基準	一般局	1/1	4/4	6/6	6/6	6/6
達成状況	自排局	-	1/1	6/6	6/6	6/6

(環境基準達成状況は「環境基準達成局数/測定局数」を示す)

図2-4-24 微小粒子状物質の年平均値の推移



一方、微小粒子状物質及びその原因物質の大気中の挙動や生成機構などについての知見が十分ではないことから、効果的な微小粒子状物質の削減対策を検討するため、成分組成についてより詳細な情報を得る必要があります。成分組成の調査結果により、地域特有の汚染状況を把握することで発生源対策などの検討が可能となり、また、微小粒子状物質の健康影響評価への活用が期待できます。県内では、平成24年度から長野市内の一般環境と道路周辺地域各1地点において、微小粒子状物質の成分のうち、炭素成分、イオン成分、無機元素成分を測定しています。

(4) 光化学オキシダント

光化学オキシダントは、自動車や工場などから排出される大気汚染物質が、太陽の強い紫外線を受けることで生成するオゾンなどの刺激性のある物質で、目やのどの痛みなどを引き起こします。日差しが強い、気温が高い、風が弱いなどの条件が揃うと高濃度のオキシダントが発生しやすく注意が必要です。

平成25年度は、光化学オキシダントの測定を一般局16局で実施しました。環境基準の達成状況は表2-4-24のとおり、全ての測定局で未達成でしたが、光化学オキシダント注意報を発令する状況はありませんでした。

光化学オキシダントの昼間の1時間値の年平均値及び日最高1時間値の年平均値は図2-4-25のとおりであり、横ばいもしくは緩やかな増加傾向となっています。

一方、昼間の濃度別の測定時間の割合でみると、1時間値が 0.06ppm （環境基準）以下の割合は95.0%でした。

表2-4-24 光化学オキシダントの環境基準達成状況

年度	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
環境基準達成状況	0/13	0/13	0/13	0/14	0/13	1/15	0/14	0/16	0/16	0/16

(環境基準達成状況は「環境基準達成局数/測定局数」を示す)

図2-4-25 昼間の光化学オキシダントの年平均値及び日最高1時間値の年平均値の推移

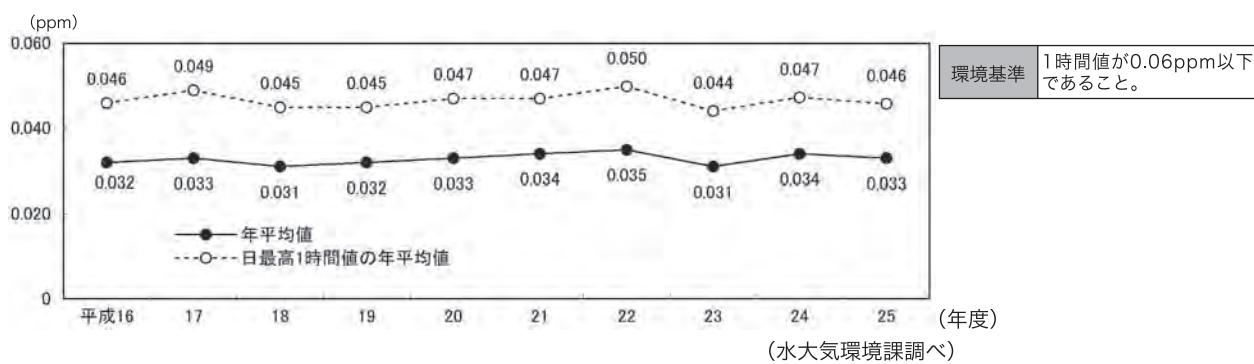
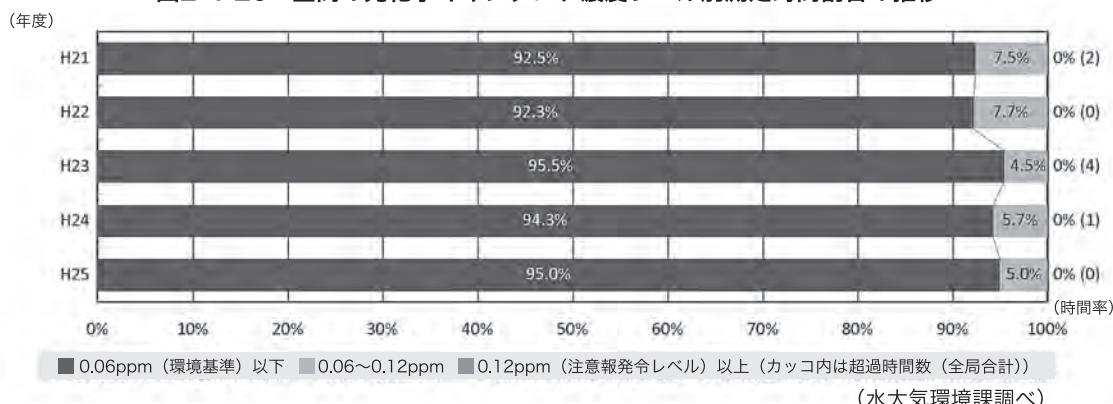


図2-4-26 昼間の光化学オキシダント濃度レベル別測定時間割合の推移



(5) 二酸化硫黄

硫黄酸化物*は、硫黄分を含む燃料（重油、軽油、石炭など）を燃焼したときに、燃料に含まれる硫黄が空気中の酸素と結合して生成した化合物です。また、火山ガスにも含まれています。環境基準は硫黄酸化物のうち、二酸化硫黄について定められています。

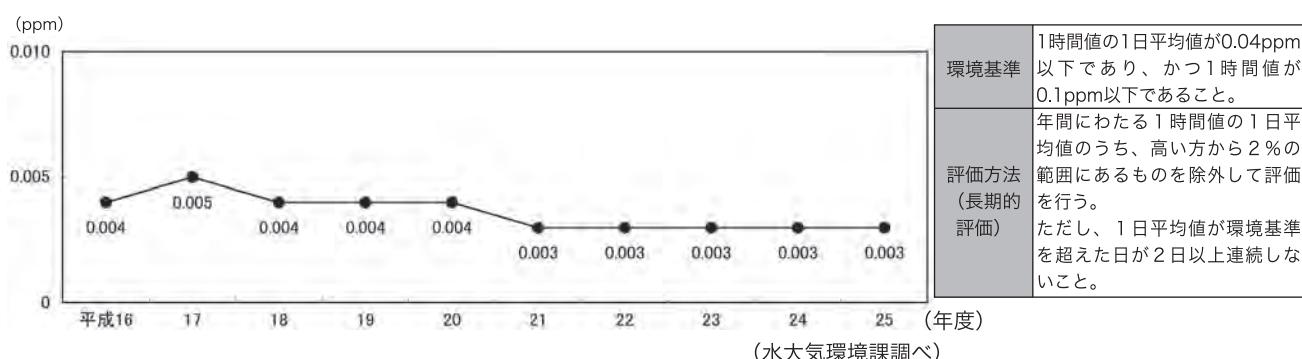
平成25年度は、二酸化硫黄の測定を一般局8局において実施しました。環境基準の達成状況は表2-4-25のとおり、全ての測定局で達成しました。年平均値は図2-4-27のとおり、平成21年度から横ばい傾向となっています。

表2-4-25 二酸化硫黄の環境基準達成状況

年度	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
環境基準達成状況	11/11	11/11	11/11	11/11	11/11	13/13	13/13	12/12	8/8	8/8

(環境基準達成状況は「環境基準達成局数/測定局数」を示す)

図2-4-27 二酸化硫黄の年平均値の推移



* 硫黄酸化物→p.187

(6) 一酸化炭素*

一酸化炭素は、炭素を含む物質の不完全燃焼などにより発生します。主に自動車排出ガスに含まれるため、交通量の多い道路及び交差点付近で測定しています。一酸化炭素は自動車排出ガスのほか、火災や喫煙中のたばこからも発生します。

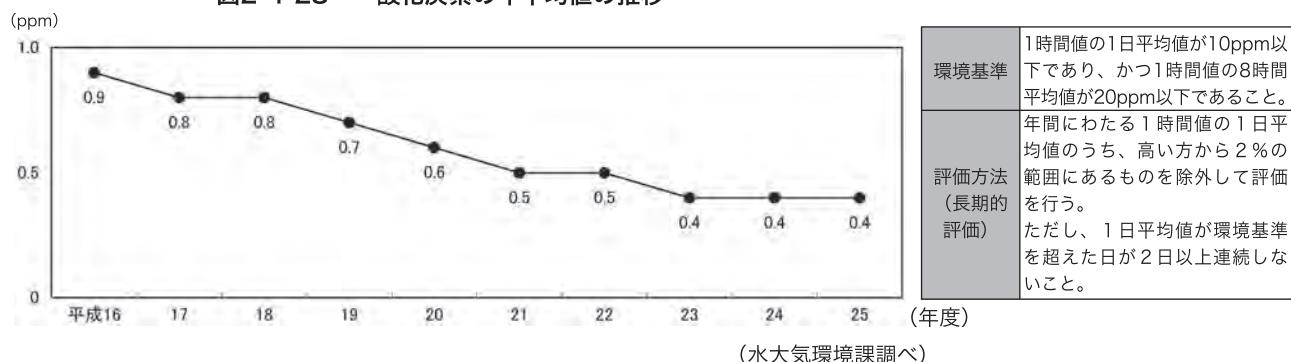
平成25年度は、一酸化炭素の測定を自排局2局において実施しました。環境基準の達成状況は表2-4-26のとおり、全ての測定局で達成しました。年平均値は図2-4-28のとおり、減少傾向となっています。

表2-4-26 一酸化炭素の環境基準達成状況

年度	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
環境基準達成状況	2/2	2/2	2/2	2/2	2/2	2/2	2/2	2/2	2/2	2/2

(環境基準達成状況は「環境基準達成局数/測定局数」を示す)

図2-4-28 一酸化炭素の年平均値の推移



(7) 移動局による測定

県では、工場・事業場の周辺及び道路周辺の大気汚染状況の把握や、固定局（一般局及び自排局）による測定を補完するため、移動コンテナ局及び大気環境測定車による短期的な測定を実施しています。

移動コンテナ局は半固定局として同一箇所で2年程度継続して測定を実施します。平成25年度は軽井沢町と佐久市に設置しました。結果は表2-4-27のとおり、二酸化窒素、浮遊粒子状物質及び二酸化硫黄については環境基準を達成しましたが、光化学オキシダントは環境基準未達成となりました。

表2-4-27 移動測定局による大気汚染物質の環境基準達成状況（平成25年度）

測定区分	市町村	測定地点名	測定期間	二酸化窒素	浮遊粒子状物質	二酸化硫黄	光化学オキシダント
一般環境	軽井沢町	軽井沢町中央公民館	平成25年4月～平成26年3月	○	○	－	●(91)
道路周辺	佐久市	佐久市浅間中学西交差点	平成25年4月～平成26年3月	○	○	○	－

(注) ○…環境基準達成 ●…環境基準未達成、光化学オキシダントの()内は環境基準超過日数を示す。

(水大気環境課調べ)

大気環境測定車は、一般環境、道路周辺、発生源周辺など様々な状況に対応した常時監視を実施します。現在は平成23年度に導入した「あおぞらIV号」で、二酸化硫黄などの自動測定機を搭載しています。平成25年度は3市1町7地点で一般環境大気の測定を実施しました。結果は表2-4-28のとおり、二酸化硫黄、二酸化窒素、一酸化炭素及び浮遊粒子状物質については全ての地点で環境基準を達成し、微小粒子状物質は全ての地点において環境基準（長期基準）を達成しました。光化学オキシダントは4地点で環境基準未達成でした。

* 一酸化炭素→p.187

表2-4-28 大気環境測定車による大気汚染物質の環境基準達成状況（平成25年度）

測定区分	測定地点名	測定月	測定日数	二酸化硫黄	二酸化窒素	一酸化炭素	浮遊粒子状物質	微小粒子状物質	光化学オキシダント
一般環境	塩尻市広丘野村	5~6	32	○	○	○	○	(○)	●(20)
	佐久市中込	6~7	30	○	○	○	○	(○)	●(8)
	松本市棚峯公園	8~9	31	○	○	○	○	(○)	●(8)
	松本市今井(山の神)	10	29	○	○	○	○	(○)	○
	下諏訪町田屋敷	11~12	29	○	○	○	○	(○)	○
	松本市野尻北	1~2	38	○	○	○	○	(○)	○
道路周辺	松本市波田支所	4~5	30	○	○	○	○	(○)	●(14)
	佐久市国道141号	12~1	31	○	○	○	○	(○)	○

注1) 環境基準との評価は短期的評価による。ただし、微小粒子状物質については期間平均値と年間平均評価値（長期基準）を参考比較。

注2) ○…環境基準達成 ●…環境基準未達成、光化学オキシダントの（ ）内は環境基準超過日数を示す。

（水大気環境課調べ）

(8) 有害大気汚染物質

有害大気汚染物質とは、「継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質で大気の汚染の原因となるもの」をいいます。

平成25年度は、環境基準の設定されているベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン及びジクロロメタンの4物質の測定を9局において実施しました。環境基準の達成状況は表2-4-29のとおり、全ての測定期局で達成しました。

また、指針値（環境中の有害大気汚染物質による健康リスクの低減を図るための指針となる数値）が設定されているクロロホルム、1,2-ジクロロエタン、塩化ビニルモノマー、1,3-ブタジエン、アクリロニトリル、水銀*、ヒ素及びニッケル化合物の9物質についても測定を実施しており、全ての測定期局で指針値を達成しました。

表2-4-29 有害大気汚染物質のうち環境基準の設定されている物質の調査結果（平成25年度）

物質名	環境基準達成状況	全地点平均値（年平均値）	環境基準（年平均値）
ベンゼン	9/9	1.1 μg/m³	3 μg/m³以下
トリクロロエチレン	9/9	1.3 μg/m³	200 μg/m³以下
テトラクロロエチレン	9/9	0.20 μg/m³	200 μg/m³以下
ジクロロメタン	9/9	2.8 μg/m³	150 μg/m³以下

（環境基準達成状況は「環境基準達成局数/測定期局数」を示す）

→ 「資料編：表2-4-30 有害大気汚染物質測定結果」 p.164

(9) 酸性雨

酸性雨は、湖沼や河川の酸性化による魚類等への影響、建造物や文化財への影響などが懸念されており、原因物質の発生源から数千kmも離れた地域にも影響を及ぼす性質があり、国境を越えた広域的な現象です。日本では昭和58年から酸性雨のモニタリングやその影響に関する調査研究を実施しています。

県では、酸性雨の実態を把握するため、県内5地点において1ヶ月ごとの降水のpH*等について調査を実施しています。その結果は、資料編 図2-4-29及び資料編 図2-4-30のとおりで、平成25年度の平均pHは4.6から6.3の範囲となっており、県内でも酸性雨が観測されています。

酸性雨による森林などの被害は、県内ではまだ報告されていませんが、今後も被害の未然防止に向けた実態調査の継続が必要です。また、平成6年度から国の委託を受けて、八方尾根の国設酸性雨測定所において調査を実施しています。八方尾根の国設酸性雨測定所は東アジア酸性雨モニタリングネットワーク（EANET）に参加しており、広域的な酸性雨の影響について調査が進められています。

さらに、国の委託を受けて酸性雨などによる陸水及び土壌植生への影響を把握するためのモニタリング調査を八ヶ岳の双子池周辺で実施しました。

→ 「資料編：図2-4-29 酸性雨調査結果」 p.164

→ 「資料編：図2-4-30 酸性雨調査結果概要図」 p.164

* 水銀→p.189、pH→p.190

微小粒子状物質への取組

○微小粒子状物質（PM2.5）とは

大気中に浮遊する小さな粒子のうち、粒子の大きさが $2.5\mu\text{m}$ ($1\mu\text{m}=1\text{mm}$ の千分の1) 以下の非常に小さな粒子を微小粒子状物質（PM2.5）と言います。粒子の大きさが非常に小さい（髪の毛の太さの30分の1）ため、肺の奥深くまで入りやすく、喘息や気管支炎などの呼吸器系疾患への影響のほか、肺がんのリスクの上昇や循環器系への影響も懸念されています。

○長野県内の観測体制

県内では平成26年8月1日現在、13地点で自動測定機による常時監視を実施しています。

上記13地点では捕集した粒子の重さ（質量）を常時監視していますが、平成24年度からは、長野市内で季節ごとに、PM2.5の組成（成分）についても調査を実施しています。成分測定の結果をもとに、地域特有の汚染状況や発生源を明らかにし、県内外の汚染発生源に対して効果的な削減対策をとることができます。

○PM2.5の現状と対策

これまで県内では環境基準を超過した測定地点はありませんが、全国的には環境基準達成率が低い状況にあります（一般環境大気測定局の達成率：43.3%（平成24年度））。

PM2.5については、原因物質とその発生源が多岐に渡り、生成機構も複雑で未だ十分に解明されていないことから、早急な原因解明と対策が求められています。そのため、環境省は、平成25年12月に「PM2.5に関する総合的な取組（政策パッケージ）」を発表し、国民の安全・安心の確保、環境基準の達成、アジア地域における清浄な大気の共有を目指に予報・予測精度の改善やPM2.5の現象解明と削減対策の検討などに取り組んでいます。

長野県では、平成25年2月に策定された「注意喚起のための暫定的な指針（PM2.5に関する専門家会合）」を受けて、「長野県微小粒子状物質（PM2.5）に関する注意喚起要綱」を定め、PM2.5の1日平均値が $70\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えるおそれがあるときは、注意喚起のための情報を発信することとしています。



2 固定発生源（工場・事業場）対策

固定発生源からの大気汚染対策については、引き続き排出基準の遵守の徹底を図ります。

工場・事業場から排出されるばい煙や粉じんなどによる大気汚染を防止するため、大気汚染防止法及び公害の防止に関する条例に基づき、ばい煙発生施設、粉じん発生施設及び揮発性有機化合物排出施設について届出を義務付けて規制しています。

大気汚染防止法に基づく届出施設数は、図2-4-31のとおりで、ばい煙発生施設については、全体の約8割をボイラーガが占め、次いでディーゼル機関、ガスタービンの順になっています。

また、一般粉じん発生施設は全体の約5割をベルトコンベア及びバケットコンベアが占めています。公害の防止に関する条例に基づく施設数は図2-4-32のとおりです。

一方、平成25年度における大気汚染防止法及び公害の防止に関する条例に基づくばい煙発生施設などへの立入検査状況は、表2-4-31のとおりであり、検査の結果、不備事項のあった71施設に対して、改善指導をしました。

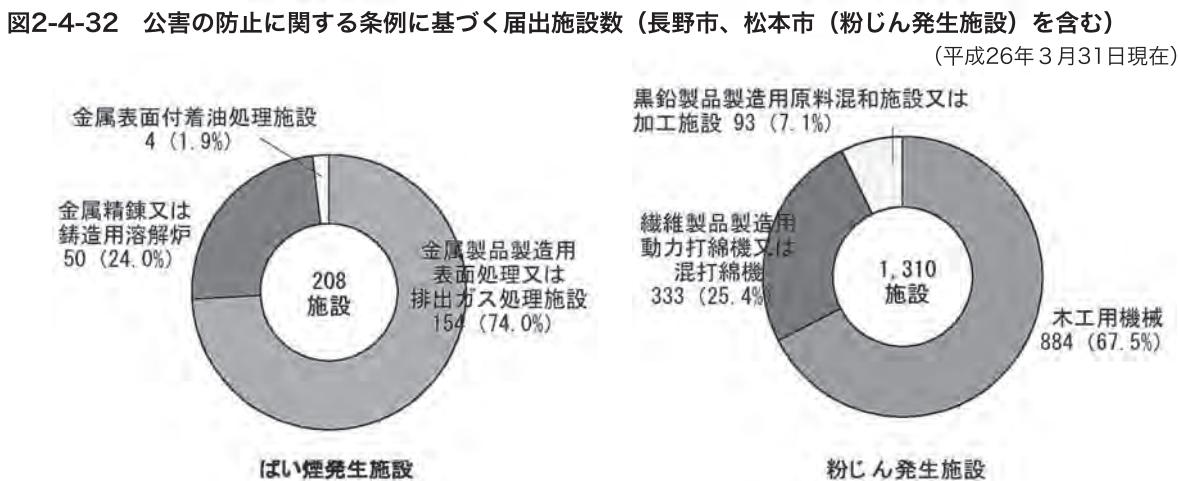
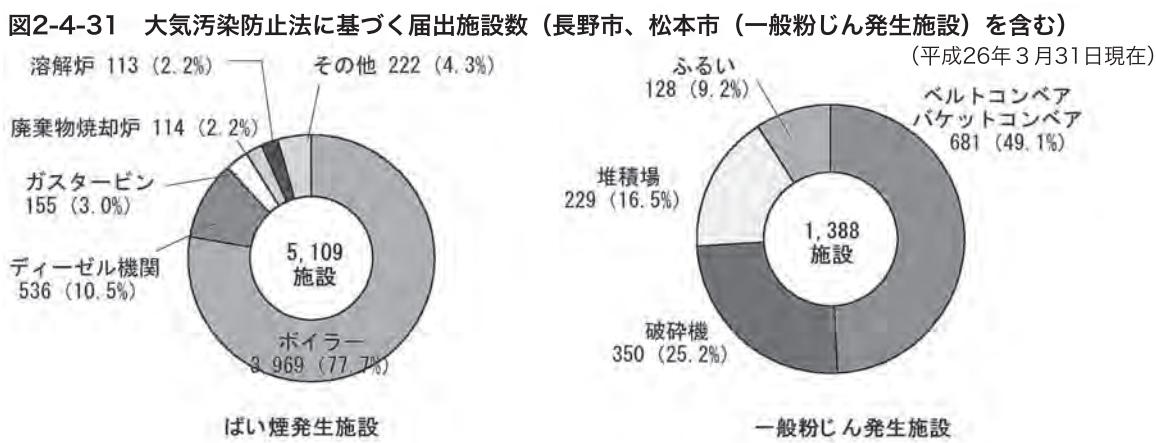


表2-4-31 立入検査実施状況（平成25年度）

	対象施設数	立入検査実施数	ばい煙等測定施設数	改善指導件数
ばい煙発生施設	4,623	1,743	3	44
粉じん発生施設	2,395	793	—	26
揮発性有機化合物排出施設	15	18	14	1
計	7,033	2,554	17	71

注1) 長野市、松本市（一般粉じん、粉じん）分は除く。

注2) 改善指導件数は口頭指示以上の件数である。

3 有害大気汚染物質対策

有害大気汚染物質のうち、ベンゼン、トリクロロエチレン及びテトラクロロエチレンについては早急に排出抑制の取組を行う物質として大気汚染防止法に基づく指定物質に定められており、指定物質排出施設と、排出の抑制基準が設定されています。トリクロロエチレン及びテトラクロロエチレンは金属加工部品などの脱脂洗浄、ドライクリーニング等の各種産業において幅広く使用されており、また、ベンゼンは、化学製品の合成原料や自動車の排気ガスなどから発生します。このため、県では、これら指定物質の排出実態を把握し、事業者に対して排出抑制対策を講じるよう指導しています。

4 自動車排出ガス対策

アイドリング・ストップ*が一人ひとりのライフスタイルとして定着するよう、各地で6月の環境月間や12月の大気汚染防止推進月間を中心、広報や街頭啓発活動に取り組んでいます。アイドリング・ストップについては、市町村や車での利用者の多いスーパー・マーケット・百貨店などで、駐車場への看板設置や店内放送などにより広くPRしているほか、運輸業界でも、宅配便を中心にエンジンキーをドライバーのベルトに繋ぐなどの取組のほか、アイドリング自動停止装置の付いたバスの導入などが進められています。

* アイドリング・ストップ→p.187

5 大気汚染物質高濃度時対策（高濃度注意報の発令等）

(1) 光化学オキシダント

光化学オキシダントの1時間値が0.12ppm以上になり、気象状況からみてその濃度が継続すると認められるとき、知事は光化学オキシダント注意報を発令します。本県では、平成20年5月23日に、佐久地域に県内で初めてとなる光化学オキシダント注意報を発令しました。平成25年度は注意報を発令する状況はありませんでした。

(2) 微小粒子状物質（PM2.5）

環境省は平成25年2月に「微小粒子状物質（PM2.5）に関する専門家会合」を設置し、健康影響が出現する可能性が高くなると予測される濃度水準として、注意喚起のための暫定的な指針となる値を1日平均値 $70\mu\text{g}/\text{m}^3$ と定めました。ただし、呼吸器系や循環器系の疾患のある者、小児や高齢者などでは、個人差が大きいと考えられており、これより低い濃度でも健康影響が生じる可能性は否定できないとされています。平成25年度は注意喚起を実施する状況はありませんでした。

6 アスベスト*対策

アスベストは吸い込んで肺の中に入ると、悪性中皮腫や肺がん、石綿肺などの病気を引き起こす恐れがあります。平成17年6月の大手機械メーカーの工場周辺のアスベスト健康被害の公表をきっかけとして、大きな社会問題となりました。県では県民の安全・安心を確保するための対策を実施しています。

県内の大気環境中のアスベスト濃度を経年的に把握するため、アスベスト環境モニタリング調査を一般環境10箇所と道路周辺1箇所の県内11箇所において年2回実施しました。その結果は年平均値で、0.17～0.48本/ ℓ の範囲でした。一般大気中のアスベストについては、環境基準値は設定されていませんが、いずれの地点においても、特に高い濃度のアスベストは検出されませんでした。

アスベストの大気環境中への飛散を防止するため、吹付けアスベストなどの除去作業の際には「大気汚染防止法」による届出が義務付けられ、さらに県の「既存建築物等におけるアスベスト含有建材の適正撤去・処分に係る実施要領」に基づく届出が別途必要です。県では、これらの届出のあった作業について立会を行い、吹付けアスベストなどが基準どおり適正に処理されていることを確認しました。（表2-4-31）

また、アスベスト含有建材が不適正に処理されていないか確認するため、特別管理産業廃棄物処理業者に対する立入検査を実施するとともに、破碎処理施設（産業廃棄物処分業者及び自社処理業者が有するもの）設置事業所へアスベストを含有する産業廃棄物が持ち込まれないよう立入検査を行いました。

アスベストにより健康被害を受けた方及びその遺族のうち、労災補償などの制度の枠組みで救済されない被害者に対して、「石綿による健康被害の救済に関する法律」に基づく「石綿健康救済基金」から医療費などが支給されます。保健福祉事務所において被害者認定などの申請を受け付けます。

- 「資料編：表2-4-32 一般環境大気環境基準達成状況」 p.165
- 「資料編：表2-4-33 光化学オキシダントの環境基準超過日数」 p.165
- 「資料編：表2-4-34 道路周辺大気環境基準達成状況」 p.165
- 「資料編：表2-4-35 アスベスト除去作業等件数」 p.166
- 「資料編：表2-4-36 アスベスト環境モニタリング調査結果（平成25年度）」 p.166

2 騒音・振動・悪臭の防止

現状と課題

1 騒音の現状

騒音とは「音量の大きい不快な音」の総称で、公害の中でも日常生活に關係の深い問題であり、睡眠・会話妨害などのほか、ひどい場合は聴力障害を引き起こすことがあります。

特徴としては、①感覚公害とも呼ばれ、人により感じ方が異なる、②大気汚染、水質汚濁に比べ、きわめて地域性が強い、③発生源が多種多様である、などが挙げられます。

平成25年度に県及び市町村に寄せられた騒音に関する苦情は159件であり、公害苦情全体の10%を占めています。

2 振動の現状

一般の生活環境においては振動を感じないで生活しているのが通常の状態であるため、自動車の通行や建設工事に伴う振動によって戸や家具がガタガタすると不快に感じことがあります。これにより睡眠妨害など人体に対して生理的、心理的影響を及ぼすことがあることから、振動は騒音と同様に感覚公害に分類されます。また、振動は影響が局所的という点でも騒音と同様の特徴をもっています。

平成25年度に県及び市町村に寄せられた振動に関する苦情は4件と多くありませんが、振動は騒音や低周波の苦情と一緒に問題とされる場合が多く、騒音と関連させながら処理されることが多いとなっています。

3 悪臭の現状

心地よいほのかな香りは心身をリフレッシュしますが、反対に悪臭は不快感を与え、食欲不振や頭痛をもたらすなど、人の健康や生活環境を保全する上で問題になります。また、よい香りでも強すぎると不快に感じたり、煙草の香りなどのように人によっては感じ方が異なったりするため、悪臭についても、騒音と同様に感覚公害に分類されています。

平成25年度に県及び市町村に寄せられた悪臭苦情は242件であり、公害苦情全体の15%を占めています。

施策の展開

1 騒音対策

(1) 環境基準の類型を当てはめる地域の指定

環境基本法では、騒音に係る環境上の条件について、生活環境を保全し、人の健康の保護に資する上で維持されることが望ましい基準として環境基準を定めており、騒音（航空機騒音及び新幹線鉄道騒音を除く。）に係る環境基準については、県及び市が当てはめる地域を指定しています。平成26年3月31日現在の指定状況は19市6町2村です。

航空機騒音及び新幹線鉄道騒音に係る環境基準は別に定められており、このうち新幹線鉄道騒音に係る環境基準については、県が北陸新幹線沿線において当てはめる地域を指定しています。平成26年3月31日現在の指定状況は8市3町です。

(2) 騒音規制法の規定に基づく規制地域の指定及び規制

騒音規制法では、工場、建設作業及び自動車交通から発生する騒音に関する規制について規定しており、県は騒音について住民の生活環境を保全する上で必要があると認める地域（町村の区域内のみ）を指定しています。市の区域内の地域については、騒音規制法の一部改正により平成24年度から市が規制地域の指定を行うことになりました。平成26年3月31日現在の指定状況は19市5町2村です。

騒音の規制については市町村が行うことになっており、指定地域を持つ市町村では、著しい騒音を発生するおそれのある特定施設及び特定建設作業の届出の審査、立入検査、改善勧告、改善命令などの規制及び地域内の騒音測定を行っています。

表2-4-37 騒音に係る特定施設等の推移

年 度	H21	H22	H23	H24	H25
特 定 工 場 数	2,831	3,004	2,938	2,936	2,956
特 定 施 設 数	17,846	18,214	18,056	18,033	18,196
特 定 建 設 作 業 数	153	193	178	227	264

(注) 年度末現在の届出数

(水大気環境課調べ)

(3) 条例等による規制

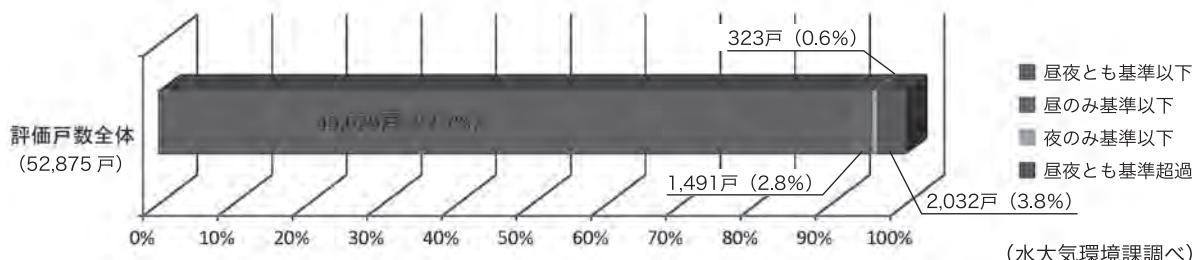
深夜営業騒音に関する規制については、県が定める「公害の防止に関する条例」において規定しており、規制を行う市町村を県が指定し、市町村が規制を行っています。また、商業宣伝放送に係る拡声機の使用基準については、県では指導要綱を定めており、県内全域で適正な拡声機の使用について指導しています。

(4) 自動車交通騒音の把握

道路に面する地域における環境基準の達成状況を把握するため、県では町村の区域内の地域について基準値を超過する住居等の戸数やその割合を把握する面的評価を行っています。市の区域内の地域については、騒音規制法の一部改正により平成24年度から市が面的評価を行うことになりました。

平成25年度は、52,875戸のうち昼夜ともに基準値以下であったのは49,029戸（92.7%）、昼夜ともに基準値を超過したのは2,032戸（3.8%）となっています。

図2-4-33 平成25年度自動車交通騒音環境基準達成状況



(注) 交差点にある住居は路線ごとにカウントされるため重複がある

(5) 新幹線鉄道騒音の把握

新幹線鉄道に係る環境基準の達成状況を把握するため、県では北陸新幹線沿線の14地点で調査を行っています。

平成25年度は、上記の調査地点の中で環境基準の類型が当てはめられている13地点のうち、8地点で環境基準を達成しています。

表2-4-37 平成25年度新幹線鉄道騒音環境基準達成状況

	I 類型	II 類型	類型指定 な し	計
測 定 地 点 数	13	—	1	14
達 成 地 点 数	8	—	1	9
測 定 基 準 達 成 率	61.5%	—	100%	*61.5%

※類型指定されている13地点に対する達成率

(水大気環境課調べ)

2 振動対策

(1) 振動規制法の規定に基づく規制地域の指定及び規制

振動規制法では、工場、建設作業及び自動車交通から発生する振動に関する規制について規定しております。県は振動について住民の生活環境を保全する上で必要があると認める地域（町村の区域内のみ）を指定しています。市の区域内の地域については、振動規制法の一部改正により平成24年度から市が規制地域の指定を行うことになりました。平成26年3月31日現在の指定状況は17市3町です。

表2-4-39 振動に係る特定施設等の推移

年 度	H21	H22	H23	H24	H25
特 定 工 場 数	1,543	1,786	1,629	1,644	1,638
特 定 施 設 数	10,225	10,344	10,266	10,357	10,468
特 定 建 設 作 業 数	81	116	97	119	147

(注) 年度末現在の届出数

(水大気環境課調べ)

振動の規制については市町村が行うことになっており、指定地域を持つ市町では、著しい振動を発生するおそれのある特定施設及び特定建設作業の届出の審査、立入検査、改善勧告、改善命令などの規制及び地域内の振動測定を行っています。

(2) 新幹線鉄道振動の把握

「環境保全上緊急を要する新幹線鉄道振動対策」の指針値の達成状況を把握するため、県では北陸新幹線沿線の14地点で調査を行っており、平成25年度は全ての地点で指針値を下回っています。

3 悪臭対策

(1) 悪臭防止法の規定に基づく規制地域の指定及び規制

悪臭防止法では、工場・事業所の事業活動に伴って発生する悪臭に関する規制について規定しております。県は悪臭について住民の生活環境を保全する上で必要があると認める地域（町村の区域内のみ）を指定しています。市の区域内の地域については、悪臭防止法の一部改正により平成24年度から市が規制地域の指定を行うことになりました。平成26年3月31日現在の指定状況は19市3町です。

悪臭の規制については市町村が行うことになっており、指定地域を持つ市町では、事業活動に伴って悪臭原因物を発生させる事業者への立入検査、改善勧告、改善命令などの規制及び地域内の悪臭測定を行っています。

(2) 臭気指数規制の導入

悪臭の規制には「特定悪臭物質」による規制と「臭気指数」による規制の2つの方法があります。

特定悪臭物質による規制は、アンモニアなど不快なにおいの原因となり生活環境を損なうおそれのある22物質が政令で指定されており、その濃度を測定することによって規制を行う方法です。

臭気指数による規制は、悪臭の程度をヒトの嗅覚を用いて測定する方法で、複数の悪臭物質が混合した複合臭の測定に有効と言われています。特定悪臭物質の規制では対応できないケースが生じてきたことなどから導入されました。県内で臭気指数規制を導入しているのは松本市だけですが、特定悪臭物質規制を導入している18市3町のうち、一部の市町において臭気指数規制の導入に向けた動きがあります。

4 測定技術研修会の開催

騒音、振動及び臭気に関する法に基づく規制及び苦情処理は市町村業務となっていることから、市町村職員の騒音、振動及び臭気に関する測定技術の習得を目的として研修会を開催しています。

→ 「資料編：表2-4-40 新幹線鉄道騒音・振動調査結果」 p.167

→ 「資料編：表2-4-41 騒音規制法特定施設設置状況」 p.167

→ 「資料編：表2-4-42 振動規制法特定施設設置状況」 p.167